

# 平成 23 年度 高尾台町会会則 改正要旨

金沢市役所 認可取得要件の対応

平成 22 年度定例総会 質疑事項・継続検討事項の対応

町会事業・円滑継続策対応

## ① 構成員条文の変更（金沢市役所指導事項）

- ・町会員 町会に住所を有する個人
- ・賛助町会員 町会で事業を営む個人及び法人

## ② 役員選出ブロック制変更（町会事業・円滑継続策）

- ・ 2 年任期役員の相互交替制導入

## ③ 役員・班長の任期期限明示 会計年度と統一

（金沢市役所指導事項・22 年度総会質疑事項）

- ・ 3 月 1 日より始まり 2 月末日に終了する  
但し、3 月期は新旧役員・班長が協力して任務にあたる
- ・ 町会長・総会計は、4 月 1 日をもって交替する

## ④ 会計収支の明確化

- ・ 町会費・除雪積立金の一本化  
町会費・月額 1000 円  
22 年度 町会費・月額 800 円、除雪積立・月額 200 円  
※ 除雪積立金を一般会計より特別会計に移行する
- ・ 積立金は、総会決議により積立金額を決定する
- ・ 積立金の支出は、役員会の決定により行い  
定例総会の承認を受ける

## ⑤ 資産台帳作成（22 年度総会質疑事項）

- ・ 法定書類の作成・完備

## ⑥ 監査機関の設置見送り（22 年度総会質疑事項）

- ・ 役員相互交替制導入による牽制機能向上
- ・ 相談役増員による牽制機能向上

## 高尾台町会役員選出ブロック制変更 役員相互交替制導入

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ブロック	B	B C	C	C A	A	A B
町会長	1					
副会長	1					
	2					
	3					
総会計	2					
会計 (3)	1					
	2					
	3					
総務 (5)	1	3				
	1					
	2	4				
	2					
	3					
体育 (5)	1	5				
	1					
	2	6				
	2					
	3					
婦人部 (5)	1	7				
	1					
	2	8				
	2					
	3					
除雪 (5)	1	9				
	1					
	2	10				
	2					
	3					
防犯 (2)	11					
監査 (2)	12					
公民館 (2)	13					
美化 (3)	1	14				
	2	15				
	3					
健康推進						

1. 総務委員を、3名から5名に増員する。
2. 役員相互交替制を導入する。(ブロック制の変更)
3. 平成23年度継続部分役員(1~15)に代わり、任期1年の役員をBブロックから選出する。
4. 上記見做し継続役員(任期1年)は、再任を妨げない。